

日本ダルクローズ音楽教育学会会則（改正）※

※改正箇所はゴシック体で示す

1973年6月30日 制定 1994年6月5日 全面改正

1975年8月3日 一部改正 1999年6月6日 全面改正

1984年3月4日 一部改正 2020年6月1日 一部改正

1985年6月9日 一部改正

第一章 総 則

第1条（名称）

本会は、日本ダルクローズ音楽教育学会と称する。

（欧文名）The Japanese Society for Dalcroze-Eurhythmics and Music Education

第2条（目的）

本会は、ジャック＝ダルクローズの音楽教育（リトミック）に関する研究協議を行い、会員が相互に協力し合ってリトミック教育の普及とその発展を図り、よって日本の音楽教育の発展に寄与する事を目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. ダルクローズの音楽教育に関する研究発表会及び研究協議会、講演等の開催。
2. 学会誌『ダルクローズ音楽教育研究』（The Japanese Journal of Dalcroze-Eurhythmics and Music Education）の発行・関連図書・会報その他の編集及び刊行。
3. 内外の文献・資料の収集及び調査研究。
4. 内外の学会及び研究会等との連絡協力。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第4条（本部）

本会に本部事務局を置く。事務局については細則で定める。

第二章 会 員

第5条（会員）

会員の種類は、次の4種とする。

1. 正会員 ダルクローズに関する研究・実践に携わる者、及び関心を持つ者。
2. 学生会員 ダルクローズに関心を持つ学生。
3. 団体会員 学術の研究に従事し、本会の目的に賛同する機関及び団体等。
4. 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人・法人等。

第6条（入会）

入会は、次の通りとする。

1. 正会員・学生会員は、入会を申請し理事会に報告した者。
2. 団体会員・賛助会員は、理事会の承認を受けた機関・団体・法人、及び個人等。

第7条 (会費)

会員は、会費を納入しなければならない。会費については細則で定める。

第三章 組織及び運営

第8条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 1名
3. 理 事 12名 (会長・副会長・常任理事を含む)
4. 常任理事 6名
5. 会計監事 2名

第9条 (役員の仕事)

役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を掌握する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは残る在任期間、会長代行を務める。
3. 理事は本会の管理及び運営にあたる。
4. 常任理事は本会の運営の実務にあたる。
5. 会計監事は本会の財務会計を監査する。

第10条 (役員の出選方法)

役員は、正会員の中から次の方法によって出選する。

1. 会長・副会長は理事の中から互選し、総会において承認を得る。
2. 理事は全国区で選挙し、総会において承認を得る。
3. 常任理事は理事の中から互選し、総会において承認を得る。
4. 会計監事は理事会が推薦し、総会において承認を得る。

第11条 (役員の仕事)

役員の仕事は3年とし、再任を妨げない。役員の出選方法は細則で定める。

2項 役員に欠員が生じた場合は、理事会がその補充を行うものとする。補充された役員の仕事は、前任者の在任期間とする。

第12条 (総会)

総会は本会の最高議決機関とし、本会の事業及び運営に関する次の事項を審議決定する。

1. 事業計画
2. 予算及び決算
3. 役員の仕事
4. 会則等の改正
5. その他、本会の目的達成のために必要な事項

第13条 (総会の開催)

総会は、年1回会長がこれを招集し、正会員の5分の1以上の出席 (委任状を含む) によって成立する。

2項 総会の議決は、出席者の過半数による。

3項 臨時総会は、理事会の決議または全正会員の過半数の記名による請求によって会長が召集する。

第14条 (理事会)

理事会は、年1回以上会長が召集する。尚、理事の過半数が理事会の開催を請求した場合、会長はこれを召集しなければならない。

2項 理事会は、本会則第一章に定める事業ならびに予算・決算について責任を負い、執行の任にあたる。

3項 理事会は、本会則第3条に定める事業を行うために編集委員会、その他必要な委員会を置くことができる。委員会の規定は別に定める。

第15条 (常任理事会)

常任理事会は、随時会長が召集し、理事会の決定に従い次の業務の執行にあたる。

1. 事務局の管理・運営。
2. 研究会の運営に関する調査・会報の編集・文書の作成。
3. 研究例会の企画運営及び連絡・調整。
4. 予算案・決算報告書の作成。
5. その他、理事会の委嘱による本会の事業。

第四章 会 計

第16条 (会計)

本会の経費は、会費その他の収入によって支弁する。

第17条 (会費)

本会の会費は、別に定める。

第18条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第19条 (会計監査)

会計監事は、毎年1回以上、本会の会計を監査する。

附 則

1. 本会則は、1973年6月30日から実施する。
2. 本規則は、1975年8月3日から実施する。
3. 本会則は、1984年3月4日から実施する。
4. 本会則は、1985年6月9日から実施する。
5. 本会則は、1994年6月5日から実施する。
6. 本会則は、1999年6月6日から実施する。
7. 本会則は、2020年6月1日から実施する。